

小松空港国際定期便利用国際交流事業促進助成金 申請にかかる留意事項

(国際交流事業)

1. 実施する国際交流事業は、下記事業のいずれかに該当する必要があります。

- ①交流会
- ②講演会
- ③記念品等の贈呈
- ④将来の交流事業に繋がる調査・研究等

なお、修学旅行は含みません。

(助成対象経費)

2. 助成対象経費には、下記の費用が該当します。

- ①交流会費
- ②講師謝金
- ③通訳費
- ④現地視察費
- ⑤訪問先団体への記念品代
- ⑥資料作成費等

(助成条件)

- 3. 当該国際交流事業について、県以外(市町村等)から補助金等の交付を受けている場合は、助成対象経費から当該補助金等の額を控除してください。
- 4. 当該国際交流事業について、県、小松空港協議会又は国際交流協会から補助金等の交付を受けている場合は、本制度の交付対象事業にはなりません。
- 5. 小松空港国際定期便の利用については、片道の利用でも構いません。